

松川町定例農業委員会議事録 第6回（9月）

1 開催日時 令和元年9月25日（金） 16:30 ~ 18:15

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 15人

会長 1番 佐藤 清

会長代理 16番 大木島 康義

委員 2番 松脇 崇 4番 久保田 志げ子 5番 岡田 幹生

6番 白田 美穂子 7番 北林 秀昭 8番 北沢 ひろみ

9番 矢沢 千明 10番 山田 正明 11番 片桐 利美

12番 松下 守 13番 松下 敏章 14番 塩沢 澄夫

15番 大場 健彦

4 議事日程

議事録署名委員及び書記の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について（一時転用）

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 宮島 公香 主事 塚本 潤

6 会議の概要

(1) 開会 一宮島係長 開会一

(2) 会長挨拶 一佐藤会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 14番 塩澤 委員 15番 大場 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 大島 1筆 800 m² 田 所有権

○松下（敏）委員説明

お寺の関係の農地になります。お寺で農地は所有できないため、檀家で農地を所有し

ているが、譲渡人が高齢のため、若い方へ名義を変えたいということで、今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 536 m² 畑 所有権

○松下(守) 委員説明

譲渡人ですが、現在車いすに乗っており、奥様が1人で管理しております。そのため、面積を減らしたいという意向があり、申請地は譲受人の自宅に隣接した農地のため、特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について(一時転用)

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 832 m² 畑 嵩上げ

○佐藤会長説明

現在、申請地と隣接道路に1mほどの段差があるため、宮ヶ瀬橋の架け替えによる県道の拡幅に合わせて道路の段差を整えたいということで今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（0件）

所有権移転（5件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

・新規就農者面談の報告

山田委員：昨年の反省等を伺いました。売り先が確定されていないため、良いりんごも加工に出してしまったそうです。農業は、知っていると知らないでは1年2年遅れてしまってもったいないため、ネットワークで情報交換をしたり、販売だけでなく栽培の面でも1人で悩まないように相談してやっていってほしいと伝えました。今年は新たに農業グループに入って、本人の努力で販路が広がっている。

臼田委員：ネットワークを大事にしていて、昨年から面接の時に、畑へ出でる時間が短いのではないかと言っていた。今年も、りんごがあまり良いものではなくて補助金の期間が終わるため、奥様の実家へ帰り、直売所を作つて経営したいという夢を描いているようです。

大場委員：きゅうりが1反2畝とねぎが1反6畝あり、ほとんど順調に進んでいるようですが、1つだけ隣地との水のトラブルが心配で、みらいでも対応して

もらっているとのことでした。

・農地転用許可後の進捗状況について

北沢委員：増野の醸造所と、大規模商業施設の進捗状況を教えていただきたい。

事務局：醸造所については、遅れていますが、9月下旬から10月初旬には着工できるようです。また、大規模商業施設については、開発許可がまだ下りていなく、開発許可と同日で農地法の許可が出る。農地法では許可是おりていますが、許可日が開発許可と同日になるため、もう少しかかると思います。

②事務局からの協議事項

・任期満了による委員の改選について

事務局：(資料参考) 区長・団体の会長あてにお送りしました。区長等からどういう仕事をするのか等、聞かれことがあると思いますので、ご協力お願ひいたします。

・有機栽培食材の給食利用について

事務局：今年、元気づくり支援金で遊休農地対策の事業を進めてきましたが、その事業を発展させ、学校給食で有機野菜を利用できないかを事務局で考えております。農業振興係で、学校給食の食材提供についてや、補助等をやっている。ため、農業振興係より説明いたします。

農業振興係：(資料参考) 納食食材としてですが、かねてより栄養士を農家へ連れて行き、どういったものが松川町で栽培されているか視察の取り組みは行っていました。しかし、安定して松川町産の農産物が入らないという相談を受けており、安定的に提供できるような仕組みを作りたいと考えました。栄養士へどういった農産物を使うか聞いたところ、にんじん、じゃがいも、たまねぎ、ねぎ、は年間通じて使うため、そういった農産物の提供があったらうれしいということでした。9月中旬に栄養士、有機農家2名、事務局で意見交換を行いました。農家から、栽培時期や保管、規格についての相談があり、栄養士からは、基本的には2L以上のものという要望がありました。そのため、全量は難しいが、年間全量でなくても毎月食育の日(19日)等に1日全量を確保できれば給食ではぜひ使いたいとのことでした。テスト的に、11月に実施します。

・農業委員会への相談内容について

事務局：(資料参考) 7月から9月までにあった相談の一覧です。また、確認していただければと思います。

・長野県最低賃金改定による農作業労賃について

事務局：長野県の最低賃金が、10月4日から848円に引上げとなりました。現在、農作業標準労賃が引き上げ前の821円ですので、改正したいと思います。

会長：いかがでしょうか。

複数：848円に合わせるのが良いのではないか。

会長：最低賃金に合わせて、848円に引上げということでよろしいでしょうか。

【全員賛成】

- ・竜西一貫水路断水について

事務局：(資料参考)

- ・令和元年度優秀農業者表彰について

事務局：松川町から 1名優秀農業者を推薦したいと思います。来月の定例会で決定したいので、候補を出していただき、情報提供をお願いいたします。

- ・農業ワールド視察の行程について

事務局：(資料参考)

③営農支援センターから

事務局：(資料参考) 豚コレラについてのお知らせになります。9月19日（木）高森町の養豚場 2か所で豚コレラの発見がありました。今後の措置としましては、発生個所から半径 3km と 10km にそれぞれ 2か所づつの計 4か所に消毒ポイントを設置しております。畜産関係者車両が対象ですが、どたでも消毒可能です。

また、半径 10km 以内でイノシシが罠にかかった場合、豚コレラの検査を行うこととなりました。林道や公共施設には消毒液を設置しておりますので、使っていただくよう周知をお願いいたします。

(6) 閉会 一宮島係長 閉会—

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

14番

大場 健夫



15番

大場 健彦

